

上筒井区規約

第1章 総則

名称及び事務所

第1条 本区は、上筒井区と称し、事務所を上筒井公民館(大野城市筒井3丁目8番1号)に置く。

第2条 本区は、上筒井区内に居住する住民(世帯)で構成し組制を設ける。

目的

第3条 本区は、区民相互の親和と生活向上、福祉の増進を図り、区の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

事業

第4条 本区は、目的達成のため、下記の事業を行う。

- 第1項 公民館活動の目的達成に必要な事項。
- 第2項 防犯・防災に関する事項。
- 第3項 環境衛生の改善に関する事項。
- 第4項 文化・体育に関する事項。
- 第5項 社会・福祉に関する事項。

広告

第5条 本区の広告は、区の掲示板又は、回覧板をもって公示する。

第3章 運営

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、区費及び使用料、市助成金等をもってあてる。

第7条 本区の区費及び公役費の金額は、総会で定める。

第4章 役員及び事務員等

第8条 本区は、下記の役員及び事務員を置く。

- 第1項 区長(公民館長兼務)・副区長(副公民館長)・会計各1名と評議員若干名。
- 第2項 組長(区の組数と同数名)
- 第3項 監査役2名
- 第4項 事務員1名・管理人1名(兼務は妨げない)

第5項 役員会は、区長(公民館長兼務)・副区長(副公民館長)・会計・評議員で構成する。

第9条 区長・公民館長の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、2期を超えることはできない。

第10条 役員選出

第1項 区長(公民館長兼務)は、選考委員会で選考し、総会で承認する。

第2項 副区長(副公民館長兼務)・会計及び評議員は、区長(公民館長兼務)または、区長(公民館長兼務)候補が指名し、総会で承認する。

第3項 選考委員会は、新旧の組長会の会長及び副会長、評議員代表2名と各種団体から選出された者(各1名)で構成する。

第4項 組長は各組で選出する。組長会に会長1名及び副会長2名を置き、組長の互選により、決定する。

第5項 監査役は、区長が選び、役員会の承認を得る。

第6項 事務員及び管理人の採用は、区長が選び、役員会の同意を得る。

第11条 役員及び事務員・管理人等の報酬及び給料は総会で定める。

第5章 任 務

第12条 役員の任務は、下記の通りとする。

第1項 区長(公民館長兼務)は、区を代表して業務を行う。

第2項 副区長(副公民館長)は、区の各種団体の発展向上を図るとともに区長(公民館長兼務)の補佐をし、区長(公民館長兼務)不在の時は、その代行をする。

第3項 会計は、区の会計事務を行い、区長(公民館長兼務)を補佐する。

第4項 評議員は、区長(公民館長兼務)を補佐し、区の運営にあたる。

第5項 監査委員は、会計監査を行う。

第6項 事務員は、区の事務を行い、区民の便宜をはかる。

第7項 組長は、区長(公民館長兼務)の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

第6章 区民の権利と義務

第13条 区民は、本区の事業運営によって生じる利益を平等に受けることができる。

第14条 区民は、区長(公民館長兼務)の指示により、その組の連絡及び組の世話にあたる。

第7章 個人情報保護

第15条 本区が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取得要領」に定め適正に運用するものとする。

第8章 会 議

第16条 会議の種別

1. 総会
2. 役員会
3. 組長会

第17条 総会は通常総会・臨時総会とする。

第1項 通常総会は、毎年4月末までに開催する。

但し、必要ある時は、役員会の承認及び要求により臨時総会を開くことができる。

第2項 総会を開くときは、会日の5日前までに会議の目的・場所を広告する。

第18条 総会は、下記の事項を議決する。

- (1) 議案審議 (2) 規約 (3) 予算・決算 (4) 役員選出 (5) その他の事項

第19条 総会は、代議員制とする。通常総会の代議員は新・旧組長及び各種団体新・旧会長とし、臨時総会の代議員は、当年度の組長及び各種団体会長とする。

第1項 議長は、代議員の中から選出する。

第2項 総会の議事は、出席者の過半数(委任状を含む)にて決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第3項 区民は、総会を傍聴することができる。

第20条 総会は、あらかじめ通知した議案の審議を行う。但し、通知後の緊急事項は、総会に提案して、議案を審議することが出来る。

第21条 役員会は、区長が招集する。

第9章 事業年度

第22条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

昭和59年4月15日一部改正。

本規約は、昭和59年4月15日より施行する。

本規約は、平成3年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成9年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成20年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成22年4月18日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成25年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成26年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成28年2月6日一部改正し、同日より施行する。